

2019年11月27日

公益社団法人 福岡県作業療法協会
会員 各位

公益社団法人 福岡県作業療法協会
会 長 竹中 祐二
教育部理事 青山 克実

臨床実習指導者講習会の生涯教育制度への統合について

拝啓、時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。日頃から公益社団法人 福岡県作業療法協会の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、2019年11月発行の日本作業療法士協会誌に掲載されております「臨床実習指導者講習会の生涯教育制度への統合」について、2020年度4月より「臨床実習指導者講習会」が生涯教育制度として位置づけられる事になりました。

[生涯教育制度における臨床実習指導者講習会の位置づけ]

- 1.基礎研修終了後の初回更新時まで受講が必須となる「更新必須研修」としての位置づけ
- 2.認定作業療法士取得共通研修「教育法」を廃止し、臨床実習指導者講習会修了が認定作業療法士の「新規取得および資格再認定試験の受験資格要件」としての位置づけ

1) 2020年4月1日以降に入会する会員の方

基礎研修終了申請後、有効期限の更新を行う場合には初回の**更新時まで、臨床実習指導者講習会の受講修了が必要**（臨床実習指導者講習会は免許取得後、実務経験4年以上の方が受講可能）。また、**認定作業療法士を目指す方は、臨床実習指導者講習会の受講修了が必要。**

2) 2020年3月31日までに入会している会員の方

①基礎研修がまだ終了していない会員の方

初回更新までに臨床実習指導者講習会を受講修了、あるいは、認定作業療法士取得研修の申し込み時までに受講修了が必要。

②基礎研修が修了している会員の方

受講を強く推奨する（次期制度改定では受講が必須となります）。

認定作業療法士取得研修の申し込み時までに臨床実習指導者講習会の受講修了が必要。

③認定作業療法士のうち、臨床実習指導者研修修了認定の未申請者の方

受講を強く推奨する。

④専門作業療法士の会員の方

受講を強く推奨する。

上記の内容は一部のみを記載しておりますので、2019年11月発行の日本作業療法士協会誌をご一読いただきますようお願い致します。また、当協会会員へのご周知についてご協力方よろしくお願い致します。

敬具